

地域活動支援センター（身体障害）・保谷障害者福祉センター運営等業務委託事業者選定に関する質問と回答（令和8年6月12日）

質問項目	質問内容	回答
1 共同事業体による 応募の可否	募集要項「3 応募の資格」に関し、複数の法人で構成する共同事業体（共同企業体・コンソーシアム）による応募は可能でしょうか。可能な場合、①代表法人の要件、②各構成法人に求める応募資格、③提出書類、④契約名義、⑤構成法人間の協定書又は役割分担書の要否をご教示ください。	今回の募集は、施設の運営に係る多様かつ継続的サービスを提供できる法人を募集するものです。 複数法人による共同事業体（共同企業体・コンソーシアム）からの応募は想定していません。
2 協力法人・一部再委託	共同事業体による応募が認められない場合、応募法人が協力法人と連携し、業務の一部を担わせることは可能でしょうか。再委託又は協力法人への業務分担について、事前承認が必要となる範囲及び分担できない主要業務の範囲をご教示ください。	質問項目1と同様の理由により、再委託等は原則不可となります。ただし、広報及び普及啓発等の軽微かつ補助的な業務については、事前に協議し、市の承諾を得た場合に限り再委託を可能といたします。
3 同種又は類似業務実績	募集要項「4 応募の条件（4）」に定める「本件業務と同種または類似の業務実績」について、対象となる事業種別、実績年数及び件数等の判断基準をご教示ください。共同事業体による応募が可能な場合、構成法人の実績を合わせて示すことは可能でしょうか。	応募書類様式2をご確認ください。 年数につきましては、直近10年間を目安に実績をご提示ください。
4 施設管理者等の兼務	仕様書「7 事業実施体制」に関し、施設管理者と施設長の兼務は可能でしょうか。また、地域生活支援拠点等事業のコーディネーター及び高次脳機能障害者支援員について、仕様書7（2）の配置職員との兼務の可否、必要な資格、経験及び配置日数をご教示ください。	仕様書に定める業務を適切かつ確実に履行できる体制であれば、特段制限はございません。
5 配置人数の考え方	仕様書「7（2）」に記載された各職種の人数は、常勤換算ではなく実人数として配置する必要がありますでしょうか。非常勤職員、業務委託又は派遣職員による配置の可否並びに理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護師に求める勤務日数・勤務時間の基準をご教示ください。	業務委託又は派遣による職員の配置は不可となります。 また、最低2名以上は常勤職員を配置してください。 その他につきましては、仕様書に定める業務を適切かつ確実に履行できる体制であれば、特段制限はございません。
6 現行事業の利用実績	運営企画書及び参考見積書の作成に当たり、直近年度の登録利用者数、1日平均利用者数、利用者区分別人数、機能訓練実施件数、相談件数、入浴サービス件数、高次脳機能障害者支援件数、施設貸出件数等の実績資料をご提供いただくことは可能でしょうか。	令和7年度実績（令和8年3月31日時点） 利用契約者数 64人 延べ利用者数 4,006人 延べ機能訓練利用者数 7,879人 延べ相談利用者数 1,040人 入浴サービス件数 0件 高次脳機能障害者支援件数 95件 施設貸出し延べ利用者数 953人
7 参考見積書の積算条件	参考見積書の作成に当たり、委託料の上限額又は想定額、現行委託額、積算の参考となる資料並びに市負担経費と受託者負担経費の区分をご教示ください。 特に、光熱水費、通信費、消耗品費、保険料、修繕費及び設備保守費の取扱いをご教示ください。	令和8年度の委託額は127,450,244円です。 積算及び市負担費、受託者負担経費につきましては、仕様書をご確認ください。 通信費、消耗品費、保険料は委託費に含まれます。光熱水費、修繕費及び設備保守費は別途市が負担します。

8	施設・備品の確認	<p>業務開始時に使用できる施設設備及び備品を確認するため、備品台帳、設備の保守状況、修繕履歴等の資料をご提供いただくことは可能でしょうか。</p> <p>また、応募前に現地見学の機会を設けていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>備品台帳の公開は行っていません。修繕履歴に関しましては以下のとおりです。</p> <p>令和2年度 空調設備改修 令和3年度 倉庫改修 令和4年度 陶芸窯建屋解体等 令和5年度 空調設備改修 令和6年度 施設維持補修、藤棚撤去</p> <p>その他軽微な修繕等を行っています。建物及び設備の修繕は市の負担で対応します。</p> <p>また、現地見学についての実施詳細は、6月16日（火）までにHPで公開する予定です。</p>
9	現行職員との調整	<p>運営事業者が変更となる場合、現行サービスの継続性を確保する観点から、選定後に現行職員の継続雇用等について協議することは可能でしょうか。</p> <p>可能な場合、市又は現行事業者を通じた調整方法をご教示ください。</p>	<p>新たに選定された運営事業者と現行事業者が必要に応じて協議を行ってください。</p>
10	引継ぎの内容及び費用	<p>募集要項「10 その他」に記載された引継ぎについて、令和8年10月1日から令和9年3月31日までに予定される具体的な内容、頻度、現地での引継ぎ時間、利用者及び家族への説明、個別支援情報の移管方法をご教示ください。</p> <p>また、受託者負担となる引継ぎ費用の範囲をご教示ください。</p>	<p>引継ぎに関する内容や費用、頻度等に関しては、新たに選定された運営事業者と現行事業者の間でご協議いただきません。なお、引継ぎに関する費用については市は負担いたしません。</p> <p>利用者及び家族への説明は、運営事業者変更の経緯等については市が行う予定です。サービス内容についての説明は新たに選定された運営事業者と現行事業者との間で調整のうえ、行っていただく予定です。</p> <p>個別支援情報の移管につきましては、選定後別途協議します。</p>
11	利用者契約の引継ぎ	<p>募集要項「4 応募の条件（2）」に記載された現在の利用者との契約締結について、契約書様式、締結時期、利用者への説明主体及び個人情報移管に必要な同意取得の方法をご教示ください。</p>	<p>契約書様式は別添1をご確認ください。</p> <p>締結時期は運営業務委託契約の開始と同じ、令和9年4月1日です。</p> <p>利用者の説明は、運営事業者変更の経緯等については市が行う予定です。サービス内容についての説明は新たに選定された運営事業者と現行事業者との間で調整のうえ、行っていただく予定です。</p> <p>個人情報移管については、選定後別途協議します。</p>
12	次年度以降の取扱い	<p>募集要項では契約期間が令和9年4月1日から令和10年3月31日までの1年間とされています。令和10年度以降の契約について、更新、再公募その他の予定又は基本的な考え方をご教示ください。</p>	<p>本契約の期間は年度単位で設定し、毎年度仕様書の内容等について協議を行い、必要に応じて内容の確認および調整を行うこととなります。</p> <p>令和10年度以降の契約については、履行状況に特段の問題がない場合は、原則として今回の公募により選定された事業者との更新を予定しております。</p>
13	現地説明会の実施について	<p>現地説明会の実施の可否をお願いします。</p>	<p>現地見学を実施します。説明会を別途開催する予定はございません。</p>
14	委託料・予定価格	<p>令和8年度の現行契約額、令和9年度の想定予算額、予定価格又は参考上限額がある場合は、ご教示ください</p>	<p>令和8年度契約額は127,450,244円です。</p> <p>令和9年度の予算額は現在想定しておりません。</p>
15	令和8年度予算の内訳	<p>令和8年度予算概要に掲載された「保谷障害者福祉センター運営管理費」54,799千円について、委託料、光熱水費、消耗品費、設備保守費、修繕費等の内訳及び今回の委託範囲に含まれる費目をご教示ください。</p>	<p>保谷障害者福祉センター運営管理費54,779,000円については、今回の委託範囲に含まれていません。</p>
16	市の別途契約・直接負担	<p>利用者送迎等業務、定期清掃及び特別清掃業務、警備、設備保守、修繕等について、市が別途契約又は直接負担する業務の範囲と、令和9年度以降も継続予定かをご教示ください。</p>	<p>送迎業務、定期清掃、特別清掃、警備、設備保守、修繕等については市が別途契約し、直接負担しています。令和9年度以降も継続する予定です。</p>
17	固定委託料以外の収入	<p>固定委託料以外に受託者の収入となる利用助成、高次脳機能障害者支援促進事業費、相談支援、施設貸出し等がある場合は、項目、算定方法並びに令和6年度実績及び令和7年度直近実績をご教示ください。</p>	<p>受託者の収入となる項目はございません。</p>

18	参考見積書の記載範囲	参考見積書は、固定委託料のみを記載するのか、受託者に帰属する別建て収入を含む総事業費として記載するのか、ご教示ください。併せて、消費税の取扱い及び委託料の支払回数をご教示ください。	固定委託料のみを記載してください。 参考見積書は税抜き額、税込み額両方を記載してください。 支払い回数は仕様書に記載のとおりです。
19	人員配置・引継ぎ	適正な人件費を積算するため、現在の職種別配置人数、常勤・非常勤の別、勤務時間、欠員状況及び現職員との雇用継続協議の可否をご教示ください。	質問項目5及び質問項目9で回答したとおりです。
20	入浴サービス	入浴サービスについて、現状、令和9年度以降の実施義務、必要な職員配置、設備改修予定及び費用負担区分をご教示ください。	仕様書のとおりになります。
21	修繕・設備更新	建物・設備の修繕履歴、今後予定する設備更新、受託者負担となる小破修繕等の範囲及び上限額をご教示ください。	修繕履歴につきましては、質問項目8で回答したとおりです。建物及び設備の修繕は仕様書のとおりになります。
22	利用助成・自己負担	地域活動支援センター利用助成について、利用者区分・利用単位別の単価表、令和6年度及び令和7年度直近までのサービス事業費総額、市助成額、利用者負担額、所得軽減額及び未収額をご教示ください。	利用単位及び時間数別の単価表については別添2をご確認ください。 令和6年度地域活動支援センター（身体）サービス助成費 市助成額 18,429,657円 利用者負担額 291,903円
23	収入帰属・精算	地域活動支援センター利用助成及び利用者負担額は、固定委託料とは別に受託者の収入となるのか、市の歳入となるのかをご教示ください。併せて、請求、徴収、督促、未収管理及び受託者への精算時期をご教示ください。	利用者負担額は市の歳入となります。 市が納付書を発行し、利用者に請求します。 そのため、受託者への精算はございません。 徴収、督促及び未収管理は市が行います。
24	介護保険等との併用	65歳到達等により介護保険サービスを利用する方について、地域活動支援センター利用助成の継続可否、介護保険サービスとの併用可否及び入浴サービスの対象外となる範囲をご教示ください。	65歳に到達し、介護保険の利用が可能な場合は原則介護保険サービスが優先となり、対象外となります。原則併用はできません。
25	別会計サービス	本件施設内又は連携体制において、受託業務とは別会計で介護保険指定サービス、障害福祉サービス又は訪問看護等を提供することの可否をご教示ください。	施設内での実施はできません。
26	令和6年度決算の内訳	令和6年度定期監査報告書に掲載された「保谷障害者福祉センター運営管理費」決算額47,462,466円について、費目別内訳をご教示ください。併せて、運営委託料、利用者送迎等業務委託17,028,000円、定期清掃及び特別清掃業務委託、光熱水費、修繕費及び設備保守費が、それぞれ当該決算額の内数又は外数かをご教示ください。	「保谷障害者福祉センター運営管理費」はしが負担します。 内訳は市HPより「一般会計 決算書」をご確認ください。
27	市全体事業費の内訳	同報告書に掲載された地域生活支援事業費の内訳「地域活動支援センター事業」決算額156,770,223円について、保谷障害者福祉センター関連分、他センター分、利用助成分その他の内訳及び今回の受託者収入に関連する範囲をご教示ください。	内訳は市HPより「一般会計 決算書」をご確認ください。 なお、決算額に対する委託範囲の額としては、110,103,716円です。 受託者収入に関連する範囲はございません。
28	送迎台数・負担区分	仕様書上の送迎バス4台と、令和6年度事務報告書に掲載された利用者送迎等業務委託（2台）との関係をご教示ください。併せて、残り2台の契約、所有、運転手・添乗員及び費用負担区分をご教示ください。	西東京市保谷障害者福祉センターの送迎のために運行するバス4台は、市が運転手及び添乗員付車両並びに送迎業務について委託契約を行い、支払についても市が行います。
29	事業内容について	「4 応募の条件」（1）現在「西東京市保谷障害者福祉センター」で実施しているサービス等を引き続き実施できること（別添仕様書（案）による業務）、とあるが、これは仕様書内4業務内容に列挙されている業務をすべて継続する必要がある、という認識でよいか。	お見込みのとおりです。

30	専門性の高い業務の実施について	上記「事業内容について」の認識に齟齬がない場合、高い専門性の必要な機能訓練事業や高次脳機能障害者支援促進事業、福祉用具や補装具に関する相談等について、経験・資格を有する専門職員の配置が必要と考えるが、この認識でよいか。	お見込みのとおりです。
31	施設管理業務について	仕様書内4（6）施設管理業務について、イの（ア）～（ウ）については市のご対応をお願いするということによいか。 また、建物設備が更新されるにあたり、長期の工事期間が必要になった場合、代替施設の借用については事業者の責任と負担で行うものとなるか。施設管理業務の範囲には、建物外周、建物敷地も含まれるという認識でよいか。	仕様書4（6）イ（ア）～（ウ）については市で対応します。 長期の工事期間が必要になった場合の代替施設の借用については、別途協議します。 施設管理業務の範囲には、建物外周、建物敷地も含まれるという認識で問題ございません。
32	プロポーザル資料について	運営企画書の作成に際して、第二次審査でも使用するパワーポイント資料での作成を検討している。企画書を含めた提出書類には、縦書き・横書きを混在させても問題ないか。	問題ございません。
33	提出書類（参考見積書）について	参考見積書について、令和9年度の事業実施に必要な費用の見積書という認識でよいか。	お見込みのとおりです。